

【表紙】

【提出書類】

臨時報告書

【提出先】

関東財務局長

【提出日】

2020年 6 月30日

【会社名】

テクマトリックス株式会社

【英訳名】

TECHMATRIX CORPORATION

【代表者の役職氏名】

代表取締役社長 由 利 孝

【本店の所在の場所】

東京都港区三田三丁目11番24号

【電話番号】

03(4405)7800(代表)

【事務連絡者氏名】

コーポレート本部 経営企画部長 山 崎 基 貴

【最寄りの連絡場所】

東京都港区三田三丁目11番24号

【電話番号】

03(4405)7800(代表)

【事務連絡者氏名】

コーポレート本部 経営企画部長 山 崎 基 貴

【縦覧に供する場所】

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1【提出理由】

当社は、2020年6月26日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

2020年6月26日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）7名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）全員（5名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の一層の強化を図るため社外取締役2名を増員して取締役7名の選任をお願いするものであります。なお、取締役候補者7名につき男性5名、女性2名の構成となります。

当社は、事業の持続的な成長と安定性の向上による中長期的な企業価値向上が最重要課題と認識しており、当社事業に精通し戦略的な思考能力、技術の先進性を洞察できる能力、コンプライアンス及び内部統制に関する知識、当社対面市場に対する豊富な知識、企業財務及び企業経営に関する経験と知識、企業法務に精通し高い専門性等を有する人材を候補として、取締役を選定しております。

なお、当社は、代表取締役社長と2名の社外取締役（独立役員である監査等委員）で構成される任意の委員会である「人事委員会」を設置し、取締役選任候補の協議・指名及び取締役の報酬案並びに取締役の解任候補の協議・決定を行い、人事委員会で策定した指名案に基づき、株主総会付議議案として取締役会で決定しております。

また、監査等委員会から、「監査等委員でない取締役の選任もしくは解任または辞任について株主総会において述べる意見の決定の方針」に基づき、各候補者に関する当事業年度における業務執行状況並びに業績等に加え、幅広い経験、能力等を踏まえ、各候補者は当社の取締役として適任であるとの意見表明を受けております。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額改定の件

当社は、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じです。）の報酬限度額を2015年6月19日開催の定時株主総会において年額65百万円以内と決議いただいておりますが、経済情勢や経営環境の変化、さらには、今般、経営体制のより一層の強化のために、第1号議案において、社外取締役2名の増員をご提案させていただいていることの事情を考慮いたしまして、取締役の報酬限度額を年額100百万円（うち社外取締役分は年額25百万円）以内に改定させていただきたいと存じます。

なお、取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。

また、監査等委員会から、監査等委員である取締役以外の取締役の報酬等については、増員を鑑み、異議がないことの意見表明を受けております。

現在の取締役は5名（うち社外取締役1名）であります。第1号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役の員数は7名（うち社外取締役3名）となります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合 (%)
第1号議案 取締役（監査等委員 である取締役を除 く）7名選任の件					
由利 孝	150,145	452	80	(注) 1	可決 99.6
依田 佳久	145,395	5,202	80		可決 96.4
矢井 隆晴	145,395	5,202	80		可決 96.4
鈴木 猛司	145,385	5,212	80		可決 96.4
安武 弘晃	130,230	20,367	80		可決 86.4
海部 美知	150,122	475	80		可決 99.6
堀江 愛利	150,110	487	80		可決 99.6
第2号議案 取締役（監査等委員 である取締役を除 く）の報酬額改定の 件	145,487	376	4,839	(注) 1	可決 96.5

(注) 1 . 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。